

議案第 66 号

箱根町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 10 月 17 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町内に存する指定文化財以外の歴史的、文化財的価値のある建造物について、これらを適正に保護しつつ、より積極的に活用を図ることで、町民の文化の向上に資するとともに魅力あるまちづくりを進めるために、新たに登録制度を導入するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町文化財保護条例の一部を改正する条例

箱根町文化財保護条例（昭和34年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第14条」を「第24条」に改める。

第15条を第25条とし、第14条を第24条とし、第13条の次に次の10条を加える。

（特定歴史的建造物の登録）

第14条 教育委員会は、次の各号に定める建造物のうち、文化財として価値を有する歴史的建造物で、保存と活用を図るために特に必要と認められるものを、特定歴史的建造物に登録することができる。

(1) 法第57条第1項に規定する登録有形文化財

(2) その他、町長が特に認めたもの

（登録の申請）

第15条 前条各号に定める建造物の所有者で、前条の登録を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請を行うときは、所有権又は借地権を有する者（当該申請を行おうとする所有者を除く）があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

（登録に係る文化財保護委員会の意見聴取）

第16条 第14条の登録をするにあたって、教育委員会は、あらかじめ第24条に定める箱根町文化財保護委員会の意見を聞くものとする。

（登録特定歴史的建造物の管理）

第17条 第14条の登録特定歴史的建造物の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、その登録特定歴史的建造物を管理しなければならない。

（登録の抹消）

第18条 登録特定歴史的建造物が、その価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、箱根町文化財保護委員会の意見を聞き、その登録を抹消することができる。

（登録等の告示及び通知）

第 19 条 教育委員会は、第 14 条の規定による登録をしたとき、又は前条の規定により登録を抹消したときは、その旨を告示し、かつ所有者に通知しなければならない。

(登録特定歴史的建造物の所有者の変更の届出)

第 20 条 登録特定歴史的建造物の所有者が変更したときは、新所有者はすみやかにその旨を教育委員会に届出なければならない。

(登録特定歴史的建造物の滅失等の届出)

第 21 条 登録特定歴史的建造物が滅失し若しくはき損したときは、所有者はすみやかにその旨を教育委員会に届出なければならない。

(登録特定歴史的建造物の現状変更の許可等)

第 22 条 登録特定歴史的建造物の現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為を行うときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 当該建造物の所有者は、前項の許可の申請を行おうとする場合、あらかじめ別に定める当該建造物の保存及び活用の促進に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を策定し、教育委員会の同意を得ておかななければならない。

3 教育委員会は、登録特定歴史的建造物の所有者に対し、保存活用計画の策定や現状変更等に関して、必要な指示のほか、指導や助言等の技術的指導を行うことができる。

4 保存活用計画を変更するときは、教育委員会の同意を得なければならない。

(登録特定歴史的建造物の修理状況等の報告と立入り調査)

第 23 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、登録特定歴史的建造物の所有者に対し、その現状又は管理、修理若しくは復旧の状況につき報告を求め、所有者の同意を得て立入り調査を行うことができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。